

(参 考)

平成 1 3 年度に総合科学技術会議が指針を定める等により
関係府省に実施を求めた施策の対応状況

平成 1 4 年 5 月

平成13年度に、総合科学技術会議が指針を定める等により、各省
に実施計画の策定等を求めた事項に関する関係府省の対応状況は、
以下のとおり。

(1)産学官連携に関する「中間まとめ」

(平成13年11月19日第 1 回産学官連携サミット報告)

総合科学技術会議において、産学官の有識者からなる産学官連携
プロジェクトを設け、産学官連携推進の具体的方策について検討。
平成13年11月に開催された第1回産学官連携サミットで、検討結果
の中間まとめを報告。今後、産学官の共同研究、技術指導・技術移
転、大学発ベンチャー創出、大学改革、人材交流の活性化等のため
の方策について、6月にまとめを行う予定。

指摘事項に対する主要な措置状況は別紙 1 のとおり。

(2)「国の研究開発評価に関する大綱的指針」

(平成13年11月28日答申 内閣総理大臣決定)

「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」において、 評
価における公正さと透明性の確保、 評価結果の資源配分への反映、
評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備に重点を置いて、
評価システムを改革するガイドラインを示した。各府省は、当
該指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針の策定等を行う
ことを明記。

今後、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよ
う、その実施状況について調査し、評価専門調査会において取りま
とめを行う。

指摘事項に対する主要な措置状況は別紙 2 のとおり。

(3)「研究者の流動性向上に関する基本的指針」

(平成13年12月25日 意見具申)

「研究者の流動性向上に関する基本的指針」(平成13年12月25日 総合科学技術会議意見具申)を示すことにより、国の研究機関等が「任期制及び公募の適用方針を明示した研究人材流動化の促進に関する計画」を策定し、任期制・公募制を適用することを促し、研究者の流動性を向上させる。

指摘事項に対する主要な措置状況は別紙3のとおり。

(4)「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」

(平成13年12月25日意見具申)

知的財産権等研究成果の適正な取扱いと緊急なルール整備が必要であることから、「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」(平成13年12月25日 総合科学技術会議意見具申)において、関係府省・研究機関等に対し、研究成果の管理、研究契約における研究成果の取扱い、研究者の意識啓発等に関し提言。

今後、6月に中間取りまとめ、年末に最終取りまとめを行う予定。

指摘事項に対する主要な措置状況は別紙4のとおり。

(5)「競争的資金の制度改革について」(平成13年12月25日意見具申)

「競争的資金の制度改革について(意見)」において、競争的資金の効果を最大限に発揮できるよう、競争的資金の目的・役割を明確化し、不必要な重複を避け、制度設計とその運営を適正なものとするとともに、公正かつ透明性の高い評価を通じて、その研究を一層発展させるとの観点から、「総合科学技術会議による全体調整」及び「競争的資金供給法人に研究経歴のある責任者の配置」を明記。今後、これらを含め、競争原理により個人の能力が最大限に発揮されるシステムの構築等について検討し、6月に最終取りまとめを行う予定。

指摘事項に対する主要な措置状況は別紙5のとおり。

(6)「大学等の施設の整備」(「平成14年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成13年7月11日意見具申)中)

国立大学等の施設について、文部科学省の提出した「緊急整備5カ年計画」を踏まえて検討。平成14年度は、施設整備費の効果的・効率的な使用、大学院施設及び卓越した研究拠点に係る施設整備の重点化等について明記。

指摘事項に対する主要な措置状況は別紙6のとおり。

(別紙 1)

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況															
(1)産学官連携の基本方針の確立	○産学官の関係者全員が、産学官連携の必要性和重要性を認識し、産学官連携により研究開発と経済の発展を共に実現していくとの基本方針を確立し、その方向に向かい前進するとの意思統一をすることが必要。	○平成13年11月に、産業界、大学、研究機関等のトップ300名が一堂に会し「第1回産学官連携サミット」を開催。平成13年10月から14年3月にかけて、全国9地域において「地域産学官連携サミット」を順次開催（併せて約4400人参加）。															
(2)産学官連携予算・地域科学技術予算の拡充	○多様な共同研究の推進のためのマッチング研究費 ○大学発ベンチャー創出のためのインキュベーションの充実等 ○地域におけるクラスター形成	【産学官連携関係予算】 【地域科学技術関係予算】 <table> <tr> <td>13年度補正：</td><td>723億円</td><td>723億円</td></tr> <tr> <td>14 年 度：</td><td>3,384億円</td><td>688億円</td></tr> <tr> <td>総 額：</td><td>4,107億円</td><td>1,411億円</td></tr> <tr> <td colspan="2">(うち重複 1,260億円</td><td>1,260億円)</td></tr> <tr> <td>13年度当初予算比：</td><td>1.6倍</td><td>2.9倍</td></tr> </table> 【主要例】・マッチングファンドによる産学官共同研究推進 ・ベンチャー創出のためのインキュベーション施設整備 ・知的クラスター創成事業、産業クラスター計画等	13年度補正：	723億円	723億円	14 年 度：	3,384億円	688億円	総 額：	4,107億円	1,411億円	(うち重複 1,260億円		1,260億円)	13年度当初予算比：	1.6倍	2.9倍
13年度補正：	723億円	723億円															
14 年 度：	3,384億円	688億円															
総 額：	4,107億円	1,411億円															
(うち重複 1,260億円		1,260億円)															
13年度当初予算比：	1.6倍	2.9倍															
(3)産学官連携に関する制度改革	○国立大学の非公務員型法人移行 ○私立大学での研究開発の推進 ○共同研究・受託研究の促進 ○技術指導・技術移転の促進	○国立大学等の法人化に当たり、職員の身分は「非公務員型」を選択（14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議） ○14年度税制改正において私立大学への一定の受託研究費の非課税化実現 ○文部科学省において各国立大学等に対しモデル契約書例（守秘義務、知的財産権の取扱いを明確化等）を作成・配布等 ○国立大学教員の兼業規制の改革（兼業報酬をエクイティで受領できることを明確化など） ○文部科学省において、研究開発成果の帰属等に関し、利用の促進を図る観点から、取扱いに関する基本的考え方を整理（研究成果の機関帰属への転換、研究試料・材料等の取扱いの明確化等）															

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況										
研究開発評価指針の策定	関係府省は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定すること。 (指針に盛り込むよう示した主要事項) ○ 評価の公正さと透明性の確保 ・ 客観性の高い評価指標の活用 ・ 評価内容を被評価者に開示 ・ 評価結果をインターネットで広く公表等 ・ 評価者を評価するシステムの構築 ・ 年齢、所属機関等について偏りなく幅広く評価者を選任 ・ 利害関係者を評価者から排除 ・ 外部評価、第三者評価の実施 ○ 評価結果の資源への反映 ・ 優れた評価を受けた課題が切れ目なく研究が継続できるように評価を実施 ・ 予算、人材等の資源配分への反映状況を公表等 ○ 従来指針にはなかった研究開発施策と研究者等の業績を追加	【各省庁の指針の策定状況】 <table><tr><th>指針策定期間</th><th>府 省 名</th></tr><tr><td>平成 14 年 3 月</td><td>防衛庁</td></tr><tr><td>平成 14 年 4 月</td><td>経済産業省、環境省</td></tr><tr><td>同 5 月(予定)</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>同 6 月中</td><td>総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁</td></tr></table> 【府省庁指針における指摘事項の取扱い状況】 (経済産業省及び環境省) 大綱的指針の指摘に沿って、指摘事項を盛り込み、指針を策定。 また、指針において、所管の試験研究機関及び特殊法人研究機関が、評価実施主体として評価を実施することも規定。 (防衛庁) 研究開発の目的が、自衛隊等で使用される装備品等に関する研究開発を実施しており、研究開発成果の利用者も自衛隊等に限定されていることなど他省庁の研究開発とは異なる事情等を考慮して策定。 特に、評価結果の公表や外部評価については、秘密の保全に十分配慮するなどを明記。 (今後策定を予定している省庁) 指針を策定中の府省についても、大綱的指針に沿って、主要指摘事項を盛り込んでいるところ。	指針策定期間	府 省 名	平成 14 年 3 月	防衛庁	平成 14 年 4 月	経済産業省、環境省	同 5 月(予定)	農林水産省	同 6 月中	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁
指針策定期間	府 省 名											
平成 14 年 3 月	防衛庁											
平成 14 年 4 月	経済産業省、環境省											
同 5 月(予定)	農林水産省											
同 6 月中	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁											

(別紙 3)

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
1．任期制の適用	○各研究機関等が任期制を積極的に適用することにより、我が国全体として広く任期制の定着を図ることが必要。	○国立試験研究機関等（特定独立行政法人含む）における平成14年度の新規採用者313人のうち、135人が任期付研究員（若手育成型：114人、招へい型：15人）。
2．公募制の適用	○研究者がその資質・能力に応じた職を得るため自由に移動し、公平な雇用の機会を得ることができるように、公募制を広く普及させることが必要。	○国立大学等（大学共同利用機関含む）における平成14年度の新規採用者3,908人のうち、929人が任期付研究員。
		○平成14年度に新規採用を行った国立試験研究機関等（44機関）のうち、採用者を全てを公募が32機関、採用者の一部公募が8機関。
		○平成14年度に新規採用を行った国立大学等（111機関）のうち、採用者の全てを公募が38機関、採用者の一部公募が69機関。
		○「研究者の流動性向上に関する基本的指針」（平成13年12月25日総合科学技術会議意見具申）を受け、「任期制及び公募の適用方針を明示した研究人材流動化の促進に関する計画」に関し、各省において所管研究機関に対し通知等。

(別紙 4)

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
1 . 研究成果の管理等	○ 特許等の知的財産について、研究者の個人帰属から、研究機関等の機関帰属を目指した転換 ○ 各研究機関等において、研究過程で作成・取得された研究成果物の取扱いについて一定のルールを定める	○ 法人化後の国立大学等に関し「大学で生じた特許等は、発明者への十分な対価の還元に留意しつつ、法人有を原則とすべき」(平成14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)との方針を打ち出す。 ○ 文部科学省において、研究開発成果の帰属等に関し、利用の促進を図る観点から、取扱いに関する基本的考え方を整理 ・ 帰属に関しては原始的には研究者帰属だが、契約等により機関に帰属させることが適当 ・ 研究成果の利用に関しては、研究開発の場では簡素・明確な手続きでの移転による広い利用の促進、産業利用については契約による利用促進と対価の還元
2 . 研究契約における研究成果の取扱い	○ 契約内容(研究成果の取扱い含む)は、当事者の協議に従い柔軟に対応 ○ 研究成果の帰属、特許実施権設定、守秘義務等に関する明確化	○ 文部科学省において各国立大学等に対し、共同研究・受託研究契約のモデル契約書例を作成・配布 ・ 企業ニーズに応じた柔軟な取扱いが可能となるよう契約内容を見直し ・ 知的財産権の取扱いや守秘義務の明確化
3 . 研究者の意識啓発	○ 研究者の意識啓発 ○ 利益相反 (Conflict of Interest) の管理への配慮	○ 各省において所管研究機関に対し意識啓発の重要性を周知 ○ 各大学が主体的に「利益相反」に関するポリシーを確立できるよう、文部科学省において大学等における利益相反問題に関し検討予定 このほか、総合科学技術会議においては、知的財産戦略専門調査会を設け、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図るため、知的財産の保護と活用に関する総合的戦略について検討中。

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 全体調整の実施と実施状況の評価、公表等 2. 研究経歴を持った高いレベルの責任者とそのスタッフの配置等	○総合科学技術会議は、政府全体としての制度間の連携を図るため、分野別推進戦略や予算、人材の等資源配分の方針を踏まえつつ、各府省要求分に係る業務内容についてあらかじめ全体調整を実施し、また、実施状況の評価と公表等を行うこと。 ○競争的資金を供給する法人に、広い視野をもった研究経歴のある者を、高いレベルの責任者としておき、同様に研究経歴のあるスタッフとともに、課題の選定、評価、フォローアップまでの一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ちうる実施体制が整備されるよう取り組むこと。	総合科学技術会議においては、科学技術システム専門調査会の下に「競争的資金制度改革プロジェクト」を4月に設置し、競争的研究開発環境の形成に資する競争的資金の制度改革について、下記1～4の事項について、調査・検討を行っている。 6月に中間まとめを行い、総合科学技術会議に報告するとともに、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等へ反映させることとしている。 1．競争的な研究開発環境を実現するための制度的枠組みの検討 (1)直接研究経費の在り方(人件費への充当等研究経費のカバーする範囲等) (2)研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(間接経費)の拡充による大学等の外部資金導入へのインセンティブ向上 (3)基盤的経費の在り方(大学等において学生数や研究者数を基礎として配分される経費の在り方) 2．競争的資金制度の運用改善 (1)優れた研究を切れ目なく継続・発展できるよう、中間・事後評価の結果を次の研究課題の採択に反映させうる体制を構築 (2)若手向研究資金の拡充等による若手研究者の自立 (3)研究テーマに応じた研究費規模の適正化(少額研究資金の改善) 3．公正な評価システムの採用 (1)競争的資金を供給する特殊法人におけるプログラムマネージャーの設置等、恒常的・一元的プロジェクト管理体制の構築 (2)高い資質を有した専門家によるピア・レビューの実施 4．総合科学技術会議が行う、競争的資金制度に係る各府省要求分の全体調整の具体的枠組みの構築

(別紙 6)

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況																								
1．整備量の確保	○ 研究開発の中核たる国立大学等の施設の計画的・重点的整備に係る経費を確保する。	○ 国立大学等の施設整備に関する予算額は、平成13年度当初予算が1,013億円、平成13年度補正予算(1次、2次計)が3,957億円、平成14年度予算が1,464億円と、予算確保に努めている。 ○ 5ヵ年整備計画の整備面積597万㎡に対する取り組み状況は、平成13年度2次補正までの整備状況が196㎡(32.8%)、14年度予算を含む整備状況が230㎡(38.5%)。詳細は下表のとおり。																								
2．整備の重点化	○ 施設整備は、優先度の高い施設に重点を置き、計画的に整備を実施。14年度の優先整備対象は、大学院施設及び卓越した研究拠点に係る施設整備を重点的に推進する。	【国立大学等施設緊急整備5ヵ年計画に対する取り組み】(万㎡) <table><tr><th>区 分</th><th>計 画</th><th>13年度2次補正迄</th><th>14年度予算迄</th></tr><tr><td>大学院施設の狭隘解消等</td><td>122</td><td>63(51.6%)</td><td>76(62.3%)</td></tr><tr><td>卓越した研究拠点等</td><td>37</td><td>17(45.9%)</td><td>19(51.4%)</td></tr><tr><td>先端医療に対応した大学附属病院</td><td>50</td><td>18(36.0%)</td><td>27(54.0%)</td></tr><tr><td>老朽化した施設の改善整備</td><td>388</td><td>98(25.3%)</td><td>108(27.8%)</td></tr><tr><td>合 計</td><td>597</td><td>196(32.8%)</td><td>230(38.5%)</td></tr></table>	区 分	計 画	13年度2次補正迄	14年度予算迄	大学院施設の狭隘解消等	122	63(51.6%)	76(62.3%)	卓越した研究拠点等	37	17(45.9%)	19(51.4%)	先端医療に対応した大学附属病院	50	18(36.0%)	27(54.0%)	老朽化した施設の改善整備	388	98(25.3%)	108(27.8%)	合 計	597	196(32.8%)	230(38.5%)
区 分	計 画	13年度2次補正迄	14年度予算迄																							
大学院施設の狭隘解消等	122	63(51.6%)	76(62.3%)																							
卓越した研究拠点等	37	17(45.9%)	19(51.4%)																							
先端医療に対応した大学附属病院	50	18(36.0%)	27(54.0%)																							
老朽化した施設の改善整備	388	98(25.3%)	108(27.8%)																							
合 計	597	196(32.8%)	230(38.5%)																							
3．整備方策	○ 施設整備費の効果的・効率的使用のため、PFI等の新たな整備手法の導入、整備コストの縮減等の方策を講じる。	○ PFIをも含む整備状況は249㎡(41.7%) ○ 工事単価の縮減は、概算要求時は前年度対比3.5%減であったが、更なる努力により、最終的には前年度比5.2%減を確保。																								
4．具体的整備対象の選定	○ 具体的な整備対象施設は、各大学の将来構想、教育・研究の活性化状況、流動的・競争的な施設利用体制等を考慮しつつ選定する。	○ 文部科学省においては、採択事業の選定方針を策定。評価項目として、施設の点検・評価の実施状況、事業の必要性・緊急性、施設の流動的利用システム及び共同利用スペースの導入状況、教育・研究の活性化状況、長期的な教育・研究の推進に係る将来構想との整合性、の5項目を取り入れた。 ○ 事業の選定については、学識経験者等による「国立大学等施設整備に関する検討会」を開催し、計画の実施に係る必要事項について、透明性・客観性を確保した上で、検討を実施。																								